

問Ⅸ—④（公益的な活動を行う法人の支援）

社会福祉法人、学校法人、宗教法人等を支援する事業は、公益目的事業と認められますか。

答

- 1 社会福祉法人、学校法人、宗教法人等は、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人」（民法（注）第33条第2項）について特別法の定めに基づく法人です。支援の態様にもよりますが、こうした法人の公益的な活動を支援しているということは、こうした法人の活動を通じて社会に公益を生み出していると考えられますので、支援している内容を申請の際に説明していただくこととなります。
- 2 ただし、こうした法人の収益事業、共益事業等を支援する場合は公益目的事業とはならないので、この場合は収益事業等として公益目的事業とは明確に区分してください。

（注）整備法による改正後の民法

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

（参照条文）

民法第33条第2項

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P50、別紙